

第 174 期定時株主総会招集ご通知に際しての

インターネット開示事項

会 計 監 査 人 の 状 況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

財 務 及 び 事 業 の 方 針 の 決 定 を 支 配 す る 者 の 在 り 方 に 関 す る 基 本 方 針

連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

連 結 注 記 表

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

注 記 表

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

上記事項は法令及び定款第 16 条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト
(<https://www.morinaga.co.jp/company/ir/stock/invite.html>)
に掲載することにより、株主の皆様を提供しております。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 57 百万円

当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計 57 百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、監査業務の報酬の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、台湾森永製菓股份有限公司、上海森永食品有限公司、森永食品(浙江)有限公司、米国森永製菓株式会社
の監査は、それぞれが契約する現地の監査法人によって行われております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、前事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第 399 条第 1 項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任する方針であります。この場合、解任後最初に招集される株主総会におきまして、監査役会が選定した監査役から、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告する方針であります。

なお、上記の場合のほか、適格性及び信頼性において問題があると判断した場合、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議

案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に諮る方針であります。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 基本方針

当社グループは、企業価値の最大化並びに企業の永続的発展及び強化を図ることを目的に、内部統制システムの強化及び経営の効率化を図り、業務を適正に執行するとともに、監督及び監査の実効性を高めることといたします。

(2) 個別方針

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

職務の執行が適正に行われるために、取締役会は実効性のある内部統制システムの構築と法令及び定款等の順守体制の確立に努めるとともに、監査役が当該システムの有効性と機能を監査する体制といたします。

また、監査部を社長直轄とし、子会社を含めた全ての部門の内部監査を行い、内部監査の実効性を高めることといたします。

「行動憲章」のもと、「コンプライアンス委員会」を設置し、子会社を含めた継続的な研修等により、コンプライアンス風土の維持・向上に努め、特に反社会的勢力とは断固として対決し、排除に努めるという考えに則り、反社会的勢力からの不法・不当な要求には一切応じないことといたします。

また、国内子会社を含めた「ヘルプライン」(社内及び社外)を設置し、コンプライアンス上問題となる情報を広く収集し、適切な対応を行うことといたします。

なお、財務報告の信頼性を確保するため、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、適切に報告する体制を整備し、運用することといたします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書取扱い規程」等により、重要な会議の議事録、重要事項に係る決裁申請書等（書面及び電磁的記録）について、法令及び重要度に応じて保存期間を定め、保存及び管理を行うことといたします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「トータルリスクマネジメント委員会」を設置し、当社及び子会社の「トータルリスクマネジメント規程」を制定するとともに、想定されるリスクをカテゴリー別に分類及び評価し、平常時における予防対策を実施することといたします。

また、監査部は定期的な内部監査において、リスク管理の状況を監査することといたします。

クライシスが発生した場合は、状況を速やかに評価・判断し、「対策本部」の設置、情報開示等、当該クライシスの性格に応じた必要な対応措置をとるとともに、原因究明、再発防止対策を行うことといたします。

反社会的勢力に対しては、平素から関係行政機関などからの情報収集に努め、事案が発生した場合には警察等関係機関と緊密に連絡をとり、組織全体として速やかに対処することといたします。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「決定基準規程」の整備・運用により、当社及び子会社は、法定事項及び重要な職務の執行については取締役会で決定し、その他の職務については担当取締役等へ一部権限を委譲し、職務の執行を効率的に行うことといたします。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

i.当社は、「グループ会社運用規程」により、子会社の営業方針、営業実績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付けます。

ii.当社は、当社グループ全体のリスク管理について定める「トータルリスクマネジメント規程」を策定し、グループ全体のリスクを網羅的、統括的に管理いたします。当社は、当社グループのリスク管理を担当する「トータルリスクマネジメント委員会」において、グループ全体のリスクを管理し、リスク管理の課題、対応策等を審議いたします。

iii.子会社は、当社に準じた手続きにより業務の執行を効率的に行うこととし、重要事項を決定する際は、「決定基準規程」に基づ

き、事前に当社の承認を得る体制といたします。

また、内部監査の共通化により、当社の監査部が子会社を監査し、グループ全体の業務の適正を確保することといたします。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

監査役会が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、補助使用人を置くことといたします。

補助使用人は、業務の執行にかかわる役職を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従い監査役を補助するものといたします。

また、補助使用人の取締役からの独立性を確保するため、補助使用人の任命、異動等の人事権にかかわる事項の決定等については、監査役会の事前の同意を得ることといたします。

- ⑦ 監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役は、「経営会議」等の重要会議に出席し、取締役の職務の執行を監査する体制をとることといたします。

また、当社及び子会社の取締役及び使用人は、職務の執行に関し、重大な法令及び定款違反、もしくは不正行為の事実、又は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったとき、又はこれらの者から報告を受けた者は、速やかに常勤監査役に報告する体制をとることといたします。

当社は、取締役及び使用人に対し、かかる報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取り扱いもしないことといたします。

- ⑧ 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、費用の前払いを請求したときは、当該費用が不要であると認めた場合を除き、速やかに当該費用を支払うものといたします。監査役会は、職務の遂行上必要と認める費用について、できるだけ、あらかじめ予算を計上しておくものといたします。

また、監査役が緊急又は臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求することができるものといたします。

(3) 運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、「行動憲章」の下、「コンプライアンス規程」に基づき「コンプライアンス委員会」を定期的を開催し、コンプライアンス活動推進のための目標設定及び活動実施状況の確認を行っております。コンプライアンスへの理解を深めるため各階層での社員研修にコンプライアンス研修を組み込むとともに、コンプライアンスアンケートの実施により各事業所における遵守状況を把握し、アンケート結果に応じた研修及び教育を実施するなどのコンプライアンスに関する取組みを継続的に行っております。

また、当社グループの内部通報制度であるヘルプラインでは、総務部門、労働組合及び顧問弁護士ではない弁護士を通報窓口とし、社内イントラネットや研修等を通じ全従業員に周知しております。通報内容については、迅速に事実調査を実施しており、再発防止策を検討し、速やかに実施しております。

反社会的勢力対策として、「行動憲章」に則り、反社会的勢力との関わりを禁止しております。また、所轄警察署との連携を深めております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録をはじめ当社取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につきましては、「文書取扱い規程」に従い、職務執行に係る情報を書面又は電磁的に記録し、適切に保存、管理しております。また、その他重要な文書についても、「文書取扱い規程」に従い保存及び管理を行っております。なお、営業秘密や個人情報等については、「企業秘密管理規程」「個人情報取扱い規程」「情報システム利用規程」「情報システム開発規程」等の社内規程に基づき、適切な情報管理体制を整備するとともに、情報管理に関する研修及び教育を実施しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社はリスク管理を適切に行うために「トータルリスクマネジメント規程」及び各種クライシスに対して「対応要領」を定め、社内

イントラネットにて周知を図っております。また、「トータルリスクマネジメント委員会」を定期的開催し、当社グループ全体のリスクの洗い出しとリスク管理を進めております。新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対しては、「トータルリスクマネジメント委員会」が中心となって、状況把握と事業継続に必要な対応を行っております。万が一クライシスが発生した場合には、関係部署及び「トータルリスクマネジメント委員会」に対し報告を行うとともに、速やかに対策本部を設置し、適切に対処する体制を整備しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループ各社において定めている「決定基準規程」に基づき、業務執行について重要度に応じて、取締役会を筆頭にマネジャーに至るまで決裁権限者を定め決裁を受ける体制を整備しております。

当社は、「取締役会規則」に基づき取締役会を原則として月1回、適宜臨時に開催するとともに、取締役及び常勤監査役を中心に構成される「経営会議」に取締役会の権限の一部を委譲し、効率的な職務執行を行っております。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は「グループ会社運用規程」に基づき、子会社より定期的な報告を受けております。また、当社グループ全体のリスク管理を担当する「トータルリスクマネジメント委員会」においてグループ全体のリスクについて報告を受け、対応を審議するとともに、「グループ責任者会議」を定期的開催し、グループ全体及び子会社各社の課題を共有し、解決に向けて協議、対応しております。子会社はその業務執行の一部について、重要度に応じ当社の取締役会等当社決定基準に基づく決裁権限者の決裁を受けるものとし、当社はその体制を整備しております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

現在、監査役の職務を補助する使用人はおりませんが、監査役会からの求めがあった場合には、当該使用人を置くこととし、取締役からの独立性確保のため、その詳細については監査役会の事前の同意を得ることとしております。

⑦ 監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社監査役は、取締役会の他、「経営会議」、「トータルリスクマネジメント委員会」、「コンプライアンス委員会」等の重要会議に出席し、内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。

また、監査部、会計監査人と意見交換を実施したり、直接の報告を受けたりすることにより、相互に連携を図りながら監査に立合い、モニタリングを行っております。

⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社監査役が実施した監査活動において発生した費用は適時適正に請求され、当社は当該費用を速やかに支払っております。

財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容は次のとおりであります。

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、支配権の移転を伴う当社株式の大量取得提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の意思に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、大量取得提案の中には、取得目的や取得後の経営方針等に鑑み、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が大量取得行為の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益を毀損するものもあります。

当社は、社会に対してどのように貢献していくのかを表明した「わたしたちの使命（パーパス）」、将来に向けてこうありたい、と考

る5つの姿を表現した「わたしたちが目指す未来（ビジョン）」、創業から100年を超える歴史のなかで育み、これからも揺るぎない信念としていく「わたしたちが大切にしたい（バリュー）」、そして、これらを一言で表したコーポレートメッセージである「おいしく、たのしく、すこやかに」で構成された企業理念のもと、企業活動を行っております。

常に顧客視点に立ち、社会・経済環境の変化に柔軟に対応し、経営基盤をより強固なものとしながら、企業価値・株主共同の利益の継続的・持続的向上に努めております。したがって、当社株式に対する大量取得提案が行われた場合には、当社のこのような企業価値・株主共同の利益の毀損を防止する必要があると考えております。

(2) 基本方針実現のための取組みの概要

① 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、2030年に向けた長期経営計画（「2030 経営計画」）及び2022年3月期から2024年3月期までの3年間を対象とする中期経営計画（「2021 中期経営計画」）を策定し、持続可能な社会の実現に貢献しつつ、さらなる長期的な成長と企業価値向上に取り組んでまいります。

「2030 経営計画」は、「森永製菓グループは、2030年にウェルネスカンパニーへ生まれ変わります。」をビジョンとして掲げ、「事業ポートフォリオの転換と構造改革による収益力の向上」「事業戦略と連動した経営基盤の構築」「ダイバーシティの推進」を基本方針とし、財務・非財務の両面から重要経営課題を統合し、サステナブル経営を実践してまいります。

「2021 中期経営計画」は、「2030 経営計画」の達成に向けた1stステージと位置付け、「飛躍に向けた新たな基盤づくり」をテーマに事業活動を推進してまいります。長期トレンドとして原材料費高騰や人件費上昇など厳しい経営環境の継続が見込まれますが、重点領域の成長、経営基盤の構築に向けて積極的な投資を図ってまいります。他方、基盤領域及び機能部門を中心とした構造改革により、収益力のさらなる向上の実現を目指してまいります。

当社は、企業価値の最大化及び企業の永続的発展を図ることを目的に、経営の健全性及び効率性の向上、財務内容の信頼性の確保、適時適切な情報開示、法令の遵守並びに各ステークホルダーとの信頼関係の強化を基本方針としてコーポレート・ガバナンスの構築に取り組んでおります。こうした取組みの一環として、取締役の任期を1年とし、また、執行役員制度を導入し、迅速な業務執行を行うことができる体制を整えるなどしております。さらに、取締役は10名のうち4名を社外取締役とし、また、監査役は4名のうち3名

を社外監査役とすることで、経営の監視機能強化を図っております。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2008年6月27日開催の第160期定時株主総会において、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的に「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を導入し、その後3回の更新を経て、これを継続してまいりましたが、買収防衛策に関する近時の状況や国内外の機関投資家をはじめとする株主の皆様のご意見、当社を取り巻く経営環境及び市場環境を踏まえ、本プランの継続について慎重に検討した結果、2020年5月13日開催の取締役会において、本プランを継続せず、2020年6月26日開催の第172期定時株主総会の終結時をもって廃止することを決議いたしました。

当社は、本プラン廃止後も当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に取り組んでまいり所存であり、当社株式の大量取得行為の提案がなされた場合には、大量取得行為の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間と情報の確保に努める等、関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を速やかに講じてまいります。

(3) 上記の取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記(2)①に記載した各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものであります。

また、上記(2)②は、当社株式の大量取得行為の提案がなされた場合に、その是非を株主の皆様が検討するための時間と情報を確保すること等により、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるためのものであり、基本方針に沿うものであります。

したがって、当社取締役会は、上記各取組みは当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

連結株主資本等変動計算書

2021年4月 1日から 2022年3月31日まで

森永製菓株式会社

(単位 百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額					非支配株主 持分	純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	18,612	17,281	74,354	△11,291	98,957	20,729	23	493	2,803	24,049	916	123,923
会計方針の変更による 累積的影響額			△215		△215						△0	△216
会計方針の変更を反映 した当期首残高	18,612	17,281	74,139	△11,291	98,742	20,729	23	493	2,803	24,049	915	123,706
連結会計年度中 の変動額												
剰余金の配当			△4,025		△4,025							△4,025
親会社株主に帰属する 当期純利益			27,773		27,773							27,773
自己株式の取得				△1,467	△1,467							△1,467
自己株式の処分		10		41	51							51
株主資本以外の 項目の連結会計 年度中の変動額 (純額)						△15,333	△25	811	△541	△15,088	224	△14,864
連結会計年度中 の変動額合計	—	10	23,747	△1,425	22,331	△15,333	△25	811	△541	△15,088	224	7,467
当期末残高	18,612	17,292	97,886	△12,717	121,074	5,396	△1	1,304	2,261	8,960	1,139	131,174

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 16社 (主要会社名 高崎森永(株))
非連結子会社の数 2社 (主要会社名 (株)SEE THE SUN)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結子会社の数 2社 (主要会社名 (株)SEE THE SUN)

持分法適用非連結子会社であった(株)ウィライツは、2021年5月31日付で全株式を譲渡したため、当連結会計年度より持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日については、(株)アントステラは2月28日、台湾森永製菓股份有限公司、上海森永食品有限公司、森永食品(浙江)有限公司、米国森永製菓(株)、森永アメリカフーズ(株)、森永アジアパシフィック(株)は12月31日であり、その他の連結子会社は3月31日であります。

連結計算書類作成にあたっては、当該会社の決算日現在の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整をすることとしております。

4. 会計方針に関する事項

(1)重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等…移動平均法による原価法

②デリバティブ

時価法

③主たる棚卸資産

商品及び製品

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

仕掛品

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

原材料及び貯蔵品

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は、建物並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。在外連結子会社は、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物

15年～45年

機械装置

10年～12年

- ②無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
- ③リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3)重要な引当金の計上基準

- ①貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。
- ③役員株式給付引当金
役員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を基礎として計上しております。
- ④環境対策引当金
保管中のポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理に備えるため、当連結会計年度末において発生していると認められる金額を計上しております。

(4)退職給付に係る会計処理の方法

- ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ②数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（キャッシュバランス型年金制度、退職一時金制度共13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(5)重要な収益及び費用の計上基準

- 当社グループは、主に菓子、食品、冷菓及びゼリー飲料等の製造及び販売を行っております。
製品の販売は、顧客へ製品を引き渡した時点で支配が顧客に移転し、履行義務を充足することになります。製品の出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるため、製品の出荷時に収益を認識しております。
当該収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で測定しております。また、顧客との契約において約束された対価のうち、顧客に返金すると見込んでいる額については、契約条件や過去の実績等に基づき算定し、返金負債として計上しております。

(6)のれんの償却方法及び償却期間

- のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積もり、20年以内の合理的な年数で均等償却（僅少な場合には一括償却）しております。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用により、従来販売促進費等として販売費及び一般管理費に計上しておりました顧客に支払われる対価については売上高から控除する方法、及び従来有償支給時に消滅を認識しておりました支給品については買戻す義務を負っているため、当該支給品の消滅を認識しない方法等に変更しております。

この結果、当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、利益剰余金の当連結会計年度の期首残高は215百万円減少しております。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

(追加情報に関する注記)

会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響

当社グループは、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響について、今後の拡大や収束時期に関しては、依然として予想することは困難な状況ではありますが、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りについて、重要な影響はないものと仮定して見積りを行っております。

なお、当該仮定は不確実性が高く、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響が長期化等した場合には、将来の財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産

担保に供している資産

投資有価証券 1,533 百万円

上記に対する債務

流動負債の「その他」
(従業員預り金) 233 百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

建物及び構築物 32,283 百万円

機械装置及び運搬具 68,740 百万円

リース資産 966 百万円

その他 4,015 百万円

計 106,005 百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数
普通株式 54,189,769 株
2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	4,025	80.00	2021年3月31日	2021年6月30日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項
2022年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

(ア)配当金の総額	4,497百万円
(イ)1株当たり配当額	90.00円
(ウ)基準日	2022年3月31日
(エ)効力発生日	2022年6月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。
また、配当金の総額には「役員報酬B I P信託」が保有する当社株式に対する配当金3百万円が含まれております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 2,603円95銭
2. 1株当たり当期純利益 552円59銭

(注) 当社は、「役員報酬B I P信託」を導入しており、当該信託が保有する当社株式を自己株式として処理しております。これに伴い、「役員報酬B I P信託」が保有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要に応じ、短期資金は銀行借入等により、長期資金は銀行借入や社債発行等により調達する方針であります。一時的な余資の運用は、安全性の高い金融資産にて行っております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。一部外貨建てのものについては、為替変動リスクに晒されております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。一部、原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替変動リスクに晒されております。

有利子負債は、主に営業取引や設備投資に係る資金調達を目的とした借入金であります。一部、変動金利であるため金利変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、製品及び原材料の輸出入等による為替変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、社内規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握するなど、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引利用については、信用リスクを軽減するために、格付けの高い銀行とのみ取引を行っております。

②市場リスク（為替や市場価格等の変動リスク）の管理

外貨建金銭債権債務については、為替変動リスクに対して為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券については、定期的に把握された時価が経理部担当取締役へ報告されております。

デリバティブ取引については、経理部長が主管となり、取引の内容に応じ社内規程に定められた手続きに基づいて決定しております。その決定された取引の執行及び管理は各関連部門で行われ、常にデリバティブ取引の残高状況、評価損益状況を把握し、随時経理部長へ報告しております。経理部長は必要と認められる場合に随時ポジション状況等を経理部担当取締役へ報告しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社及び主要な国内連結子会社でCMS（キャッシュマネジメントシステム）を利用し、資金を一元管理する等の方法により流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位 百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券 (注2)	10,297	10,297	—
資産計	10,297	10,297	—
(1) 受入敷金保証金	3,642	3,581	△61
(2) デリバティブ取引	4	4	—
負債計	3,646	3,585	△61

(注1) 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「支払手形及び買掛金」「1年内返済予定の長期借入金」「未払金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位 百万円)

区分	連結貸借対照表 計上額
非上場株式	150

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位 百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	10,297	—	—	10,297
資産計	10,297	—	—	10,297
デリバティブ取引 通貨関連	—	4	—	4
負債計	—	4	—	4

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位 百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受入敷金保証金	—	3,581	—	3,581
負債計	—	3,581	—	3,581

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、観察可能なインプットである為替レートを用いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

受入敷金保証金

主としてゴルフ会員権の時価は、返還時期を見積もった上で、将来キャッシュ・フローを市場金利で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、東京都その他の地域において、賃貸用商業施設等（土地を含む）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位 百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
2,779	17,752

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については不動産鑑定評価基準に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産		
返金負債及び未払費用（販売促進費）	1,057	百万円
賞与引当金	793	百万円
退職給付に係る負債	2,522	百万円
退職給付信託設定額	703	百万円
減価償却超過額及び減損損失	788	百万円
投資有価証券評価損	338	百万円
未実現固定資産売却益	485	百万円
繰越欠損金	835	百万円
その他	1,851	百万円
繰延税金資産小計	9,376	百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△827	百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△783	百万円
評価性引当額小計	△1,611	百万円
繰延税金資産合計	7,764	百万円
繰延税金負債		
退職給付に係る資産	△1,295	百万円
固定資産圧縮積立金	△3,246	百万円
その他有価証券評価差額金	△1,618	百万円
その他	△413	百万円
繰延税金負債合計	△6,573	百万円
繰延税金資産（△は負債）純額	1,191	百万円

(退職給付会計に関する注記)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社（一部を除く）は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度を採用しております。また、当社は確定給付企業年金制度として市場金利連動型のキャッシュ・バランス・プランを導入しております。

確定給付企業年金制度には、退職給付信託が設定されております。退職一時金制度（非積立型制度であります。退職給付信託を設定した結果、積立型制度となっているものがあります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、連結子会社（一部を除く）が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

退職給付債務の期首残高	17,729 百万円
勤務費用	889 百万円
利息費用	148 百万円
数理計算上の差異の発生額	△22 百万円
退職給付の支払額	△760 百万円
その他	47 百万円
<u>退職給付債務の期末残高</u>	<u>18,032 百万円</u>

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

年金資産の期首残高	15,746 百万円
期待運用収益	155 百万円
数理計算上の差異の発生額	△532 百万円
事業主からの拠出額	221 百万円
退職給付の支払額	△285 百万円
その他	42 百万円
<u>年金資産の期末残高</u>	<u>15,348 百万円</u>

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	1,235 百万円
退職給付費用	117 百万円
退職給付の支払額	△38 百万円
<u>退職給付に係る負債の期末残高</u>	<u>1,314 百万円</u>

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	18,032 百万円
年金資産	△15,348 百万円
<u>非積立型制度の退職給付債務</u>	<u>2,683 百万円</u>
<u>連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>1,314 百万円</u>
退職給付に係る負債	8,231 百万円
退職給付に係る資産	△4,232 百万円
<u>連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>3,998 百万円</u>

(注) 簡便法を適用した制度を含めております。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	889 百万円
利息費用	148 百万円
期待運用収益	△155 百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△261 百万円
簡便法で計算した退職給付費用	117 百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	737 百万円

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

数理計算上の差異	△771 百万円
合計	△771 百万円

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	△3,256 百万円
合計	△3,256 百万円

(8) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

国内債券	9.6%
国内株式	44.6%
外国債券	3.4%
外国株式	7.2%
保険資産（一般勘定）	16.4%
その他	18.8%
合計	100.0%

（注）年金資産合計には、退職給付信託が44.3%含まれております。

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率	0.8%~0.9%
長期期待運用収益率	1.0%

なお、当社はポイント制を採用しているため、退職給付債務の算定に際して予想昇給率を使用しておりません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 収益の分解

(単位 百万円)

	報告セグメント				その他(注)	合計
	食料品 製造	食料卸売	不動産及び サービス	計		
売上高						
菓子食品	93,414	—	—	93,414	—	93,414
冷菓	40,731	—	—	40,731	—	40,731
健康	38,604	—	—	38,604	—	38,604
その他	—	5,935	734	6,669	649	7,318
顧客との契約から 生じる収益	172,750	5,935	734	179,420	649	180,069
その他の収益	—	—	1,181	1,181	—	1,181
外部顧客への売上高	172,750	5,935	1,915	180,602	649	181,251

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、研究用試薬の製造販売他であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載しております。

(その他の注記)

該当事項はありません。

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
					固定資産圧縮 積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	18,612	17,186	95	17,281	7,720	7,000	49,322	64,043	△ 11,291	88,646
会計方針の変更による累積的影響額							△ 214	△ 214		△ 214
会計方針の変更を反映した当期首残高	18,612	17,186	95	17,281	7,720	7,000	49,108	63,829	△ 11,291	88,432
事業年度中の変動額										
剰余金の配当							△ 4,025	△ 4,025		△ 4,025
固定資産圧縮積立金の取崩					△ 405		405	—		—
当期純利益							24,717	24,717		24,717
自己株式の取得									△ 1,467	△ 1,467
自己株式の処分			10	10					41	51
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額 (純額)										
事業年度中の変動額合計	—	—	10	10	△ 405	—	21,097	20,691	△ 1,425	19,276
当期末残高	18,612	17,186	105	17,292	7,315	7,000	70,205	84,521	△ 12,717	107,708

(単位 百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	20,407	10	20,418	109,065
会計方針の変更による累積的影響額				△ 214
会計方針の変更を反映した当期首残高	20,407	10	20,418	108,851
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△ 4,025
固定資産圧縮積立金の取崩				—
当期純利益				24,717
自己株式の取得				△ 1,467
自己株式の処分				51
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額 (純額)	△ 15,333	△ 10	△ 15,344	△ 15,344
事業年度中の変動額合計	△ 15,333	△ 10	△ 15,344	3,932
当期末残高	5,074	—	5,074	112,783

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子 会 社 株 式 ・ ・ ・ ・ ・ 移動平均法による原価法

そ の 他 有 価 証 券

市場価格のない株式等以外のもの ・ ・ ・ ・ ・ 時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市 場 価 格 の な い 株 式 等 ・ ・ ・ ・ ・ 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製 品 ・ ・ ・ ・ ・ 総平均法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

仕 掛 品 ・ ・ ・ ・ ・ 総平均法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

原材料及び貯蔵品 ・ ・ ・ ・ ・ 総平均法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

建物並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物15年～45年、構築物10年～45年、機械装置10年～12年であります。

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸 倒 引 当 金 ・ ・ ・ ・ ・ 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞 与 引 当 金 ・ ・ ・ ・ ・ 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 退 職 給 付 引 当 金 ・ ・ ・ ・ ・ 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (キャッシュバランス型年金制度、退職一時金制度共13年) による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役 員 株 式 給 付 引 当 金 ・ ・ ・ ・ ・ 役員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を基礎として計上しております。

(5) 環 境 対 策 引 当 金 ・ ・ ・ ・ ・ 保管中のポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物の処理に備えるため、当事業年度末において発生していると認められる金額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、主に菓子、食品、冷菓及びゼリー飲料等の製造及び販売を行っております。

製品の販売は、顧客へ製品を引き渡した時点で支配が顧客に移転し、履行義務を充足することになりますが、製品の出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、製品の出荷時に収益を認識しております。

当該収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で測定しております。また、顧客との契約において約束された対価のうち、顧客に返金すると見込んでいる額については、契約条件や過去の実績等に基づき算定し、返金負債として計上しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理 ・ ・ ・ ・ ・ 退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結貸借対照表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用により、従来販売促進費等として販売費及び一般管理費に計上しておりました顧客に支払われる対価については売上高から控除する方法等に変更しております。

この結果、当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、利益剰余金の当事業年度の期首残高は214百万円減少しております。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

(追加情報に関する注記)

会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響について、今後の拡大や収束時期に関しては、依然として予想することは困難な状況ではありますが、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りについて、重要な影響はないものと仮定して見積りを行っております。

なお、当該仮定は不確実性が高く、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響が長期化等した場合には、将来の財政状態及び経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産

担保に供している資産

投資有価証券 1,533 百万円

上記に対する債務

従業員預り金 233 百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

建物 24,150 百万円

構築物 3,366 百万円

機械及び装置 55,118 百万円

車両運搬具 292 百万円

工具、器具及び備品 3,266 百万円

リース資産 921 百万円

計

87,115 百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 2,173 百万円

長期金銭債権 400 百万円

短期金銭債務 16,801 百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売 上 高 3,477 百万円

仕 入 高 36,105 百万円

営業取引以外の取引による取引高 717 百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数 4,252,091 株

(注) 自己株式の数には役員報酬B I P信託が保有する当社株式(当事業年度末38,764株)が含まれております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
返金負債及び未払費用（販売促進費）	987	百万円
未払事業税	470	百万円
賞与引当金	560	百万円
退職給付引当金	2,391	百万円
退職給付信託設定額	703	百万円
減価償却超過額及び減損損失	522	百万円
関係会社株式評価損	3,252	百万円
投資有価証券評価損	338	百万円
その他	954	百万円
繰延税金資産小計	10,181	百万円
評価性引当額	△3,663	百万円
繰延税金資産合計	6,517	百万円
繰延税金負債		
前払年金費用	△579	百万円
固定資産圧縮積立金	△3,225	百万円
その他有価証券評価差額金	△1,749	百万円
その他	△358	百万円
繰延税金負債合計	△5,913	百万円
繰延税金資産（△は負債）純額	604	百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位 百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	高崎森永(株)	所有 直接100%	当社製品の 製造	製品の購入(注1)	21,105	買掛金	2,217
			資金貸借取引	CMSによる預り(注2) 利息の支払	— 9	預り金 未払費用	5,655 —
子会社	森永商事(株)	所有 直接100%	資金貸借取引	CMSによる預り(注2) 利息の支払	— 6	預り金 未払費用	3,604 —

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 一般取引と同様に、每期交渉の上、取引条件を決定しております。

(注2) 子会社からのCMS(キャッシュマネジメントシステム)による資金の預りについては、市場金利を勘案し、利率を合理的に決定しております。また資金の預りは、適宜実行しているため、取引金額は記載せずに、期末残高のみ記載しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,258円48銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 491円79銭 |

(注) 当社は、「役員報酬B I P信託」を導入しており、当該信託が保有する当社株式を自己株式として処理しております。これに伴い、役員報酬B I P信託が保有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(その他の注記)

該当事項はありません。